

2019年度身近な居場所づくり支援事業 実施要項

1. 事業目的

無縁社会やつながりの希薄化等が問題視される中、どのような人であっても自らの抱える困りごとや生活のしづらさを発信できないといった社会的に孤立した状態へ陥る恐れがあり、地域住民同士のつながりを緩やかに保ちながら未然に防ぐことが重要となっている。

住民が主体となって行われる身近な範囲での居場所づくりは、気軽に地域参加できる機会として社会的孤立の予防につながる。

本事業は、上記のような活動へ助成することにより、見守り合う・気にかけて合う地域づくりの推進を目指す。

2. 主体

社会福祉法人三田市社会福祉協議会

3. 助成対象となる活動の基本的な考え方

社会的孤立の予防を目的とした活動。

但し、以下の条件が含まれていることを、社会的孤立の予防を目的とした活動とみなす。

- ① 月1回以上の頻度で開催される
- ② 気になる・心配な方々を含み、広く住民に呼びかけて開催される
- ③ 月1回程度、参加・不参加に関係なく、心配なこと・気になったことを共有・相談する機会（見守り会議等）を設け、必要に応じて専門機関を含める・相談する

※ 身近な範囲であれば特に規模は限定しないが、最大をふれあい活動推進協議会の範囲とし、最少を概ね10人の参加があることとする。

4. 助成枠組みと助成額

| 開催予定回数 | 申請期間 | 年間助成額（上限） | 内容例 |
|---------------------|--------|-----------|---|
| 週1回以上 ※年末年始等を除く。 | 4月中 | 70,000円 | 飲食費、会場費、消耗品費、備品費、印刷費、講師謝礼、保険代、見守り活動のための経費等。 |
| 月1回以上週1回未満 | | 40,000円 | |
| 新規（1年目・2年目） | 4月～9月中 | 30,000円 | 上述の開催経費の他、他所への視察見学やアンケート、試行等の準備のための経費を含む。 |

※ 2018年度の実施要項における「移行」の適用期間にある団体・グループで、2019年度内に「週1回以上」または「月1回以上」への移行が完了される場合には、該当区分の助成額を月額に割り戻してその年度の残月数を乗じた額（1,000円未満切り捨て）を上限に助成する。

※ 新たに申請する場合は「新規」から受け付けることとし、適用期間は申請月から当該年度末までとする。また、三田市社会福祉協議会が実施する出張ふくし教室（テーマ：福祉の地域づくり）を事業期間中に1回以上、受講することを要件とする。

※ 財源である赤い羽根共同募金の募金状況によって次年度以降の助成額は変更する場合がある。

5. 助成金を活用できる経費

以下に該当する用途でなければ特に限定しない。また、様々な収入源があってもこの助成金を優先的に活用することとする。

① 開催内容を企画するための打合せにかかる費用

※ 見守り会議や新規・移行にかかる準備のための経費を除く。

② 旅行や会場等の下見にかかる費用

③ お酒代

※ この助成金での充当を認めないということであり、お酒を使用した場合に助成しないということではない。

6. 助成要件

上述した3. 助成対象となる活動の基本的な考え方に該当することの他、以下の要件を満たしていることとする。

① この活動を民生委員・児童委員や区・自治会長等も把握しており、連携がとれる

② 代表と会計が存在し、通帳がある

③ この助成金以外にも収入がある（参加費、区・自治会からの補助等）

④ 子育てサークルや老人クラブ、趣味の活動団体が会員のために実施する活動ではない

⑤ 社会福祉事業所の利用者のみを対象とする活動ではない

⑥ 営利的活動、宗教的活動、政治的活動ではない

⑦ 主催団体は法人格（NPO法人、社会福祉法人、有限会社等）を有していない

※ 区・自治会等地縁による団体は除く

⑧ この事業以外にも助成・補助を受けている場合、同じ領収書で重複する手続きを行っていない

7. 助成金の返還

以下の場合には助成金を返還しなければならない。

① 要項に違反した場合

② 申請及び報告の内容が実際と大幅に異なる場合

③ 3月末時点で助成金の未執行がある場合

※ 「移行」の適用期間中を除く

8. 申請・報告手続き

(1) 申請

所定の申請書に記入・捺印の上、申請期日までに提出する。

※ 以前の報告書が未提出である場合は申請できない。

(2) 報告

所定の報告書と助成金の使いみちが明確に証明できる領収書（コピー可）、開催概要がわかる広報チラシと、写真（2、3枚。赤い羽根共同募金及び地域福祉活動の推進に関することに使用。）等を、活動終了後に速やかに提出する。